

②の規定による定型約款の変更については、変更の効力発生時期までに周知を行わなければ、変更の効力が生じないとされている(548条の4)。

## 29. 第三者のためにする契約

- (前) 第三者の権利が発生した後は、当事者はその権利を変更したり消滅させたりすることはできない。
- (後) 債務者が第三者に履行しない場合でも、契約の相手方は、第三者の承諾を得なければ解除することができない(538条)。

## 30. 売買

### (1)改正法の考え

- ① 売主の瑕疵担保責任の法的性質は、物の瑕疵・権利の瑕疵のいずれについても債務不履行責任の特則と位置づけられることになった。
- ② 物の瑕疵についても「瑕疵」という文言は用いられなくなり、「引き渡された目的物が種類・品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき」(562条1項)と規定されることになった。
- ③ 瑕疵の「隠れた」要件や買主の善意の要件は削除された。
- ④ 目的物の数量不足も「物」の契約不適合に分類されることになった(562条1項)。

### (2)買主の追完請求権

買主は、目的物の品質などに契約不適合があった場合や移転された権利に契約不適合があった場合には、売主の帰責事由の有無にかかわらず、売主に対して追完請求権を行使することができる(562条1項、565条)。

もともと、追完請求権が履行不能である場合や契約不適合について買主に帰責事由がある場合には、買主は追完請求をすることができない。また、追完方法は、目的物の修補、代替物の引き渡しまたは不足分の引き渡しの3種類で、その選択権は買主にあるが、一定の場合には、売主が買主の選択と異なる方法で追完することができる(562条1項ただし書、565条)。

### (3)買主の代金減額請求権

買主は目的物の品質等に契約不適合があった場合や移転された権利に契約不適合があった場合には、売主の帰責事由の有無にかかわらず、売主に対して代金減額請求権を行使することができる。ただし代金減額請求権の行使には、追完が無意味な場合や追完を受ける見込みがない場合を除いて、先に追完の催告を行っておく必要である(563条1項2項、565条)。

また、契約不適合について買主に帰責事由がある場合には、買主は代金減額請求権を行使することができない。

### (4)解除及び損害賠償

売主の瑕疵担保責任は債務不履行責任の特則と位置づけられることになったため、解除権及び損害賠償請求権については、債務不履行の一般原則に委ねられることになった。そのため解除権及び損害賠償請求権のいずれについても、買主の「善意」は要件とされなくなった。また、解除については契約の目的が達成できない場合に限られず、催告による解除も可能となった(541条以下)。

さらに、損害賠償請求権については、売主の帰責事由が要件となり、履行利益の賠償まで認められることになった(415条以下)。

### (5)担保責任の短期期間制限

「目的物の種類・品質」の契約不適合の場合には、買主は契約不適合を知った時から1年以内に不適合を通知しなければ権利を行使することができない(566条)。ただし、売主が引き渡しの時に契約不適合について悪意・重過失であった場合には、この短期期間制限は適用されない(同条ただし書)。

一方、数量不足及び権利の契約不適合の場合の買主の権利については、1年という期間制限の特則は設けられておらず、消滅時効の一般原則に委ねられることになった。

(6)競売と契約不適合責任

競売の場合、目的物の「種類または品質」の不適合については、担保責任を追及することができない(568条4項)のに対して、目的物の数量不足及び権利の不適合については、買受人が代金減額請求権及び解除権を行使することができる(同条1項)点は改正前と同様である。もっとも、改正により、代金減額請求が認められる範囲が拡張され、解除の要件が変わっている。

(7)目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転(567条)

売買の目的物が引き渡しのあった後に滅失・損傷した場合は、買主は代金の支払いをしなければならない。ただし、目的物が「特定した」ものとなっていることが前提となる。

また、売主が目的物の引き渡しの提供を行ったにもかかわらず買主が受領しなかった場合や買主が受領できなかった場合も、その後に滅失・損傷したときには買主は代金の支払いをしなければならない。ただし、提供された目的物が契約の内容に適合しないものである場合にはこの限りではない。

なお、いずれの場合でも、売主の帰責事由によって滅失・損傷した場合には、買主は代金の支払いを拒むことができる。

### 31 贈与

贈与の目的物に瑕疵があった場合の贈与者の責任について、贈与者は「贈与の目的である物又は権利を贈与の目的と特定した時点の状態を引き渡しまたは移転する」ことを合意したものと推定される、という規定が置かれた(551条1項)。